第８６号議案

　　学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年１０月２７日

　　　　　　　　　　　　　　　品川区長職務代理者

　　　　　　　　　　　　　　　品川区副区長　　桑　　村　　正　　敏

　　　学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

　学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成２０年品川区条例第２２号）の一部を次のように改正する。

　第２条中「常時勤務の者」の次に「および地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

第３条に次の２項を加える。

３　定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、１週間について１５時間３０分から３１時間までの範囲内で教育委員会が定める。

４　教育委員会は、職務の性質により前３項の規定により難いときは、休憩時間を除き、品川区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める期間につき１週間当たり３８時間４５分（育児短時間勤務職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、定年前再任用短時間勤務職員にあっては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。

　第４条ただし書中「、月曜日」を「月曜日」に、「次条ただし書」を「次条第１項ただし書」に改め、「除く」の次に「。以下同じ」を加え、「、当該」を「当該」に、「とする」を「とし、定年前再任用短時間勤務職員については月曜日から金曜日までの日において１日につき７時間４５分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする」に改め、同条に次の１項を加える。

２　教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。

　第５条ただし書中「、必要」を「必要」に、「、当該」を「当該」に、「ものとする」を「ものとし、定年前再任用短時間勤務職員については日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けることができる」に改め、同条に次の１項を加える。

２　教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、４週間ごとの期間につき８日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては８日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあっては８日以上の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性または当該学校の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

　第６条第１項中「品川区教育委員会規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

　第８条第１項ただし書中「特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）」を「人事委員会」に改める。

　第１４条第１項中「育児短時間勤務職員等」の次に「および定年前再任用短時間勤務職員」を加える。

付　則

　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

　（説明）定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、休日、休暇等を定める必要がある。